

事務連絡
平成 23 年 4 月 22 日

福島労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

東日本大震災に伴う未払賃金の立替払事業の運営に
当たって留意すべき事項について

東日本大震災に伴う未払賃金の立替払事業の運営については、平成 23 年 3 月 23 日付け基発 0323 第 3 号「東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」（以下「通達」という。）をもって指示されたところであり、福島第一及び福島第二原子力発電所で発生した事故に関する対応については、平成 23 年 3 月 30 日付け事務連絡「東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営に当たって留意すべき事項について」をもって指示したところである。

今般、平成 23 年 4 月 21 日付けで原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項において読み替えて適用される災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき「警戒区域」（以下「警戒区域」という。）が設定され、また本日付けで原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定に基づき、「屋内退避区域」が解除されるとともに、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」（以下「計画的避難区域等」という。）が設定されたことから、福島第一及び福島第二原子力発電所で発生した事故に関する対応については、今後は下記によらねたい。

記

- 1 通達記の 2（1）対象事業主には、警戒区域又は計画的避難区域等に設定された区域に本社機能を有する事業場が所在している中小企業事業主も含まれること。

また、解除された屋内退避区域のうち、今般、設定された計画的避難区域等に該当しない区域（以下「旧屋内退避区域」という。）に本社機能を有する事業場が所在している中小企業事業主も通達記の 2（1）対象事業主に含ま

れること。

- 2 通達記の2（2）対象労働者には、上記1により通達記の2（1）対象事業主に含まれることとされた事業主の警戒区域、計画的避難区域等又は旧屋内退避区域に設定された区域に所在する事業場において使用されていた労働者であって、これが設定されたことにより、退職を余儀なくされ、賃金が未払となっているものも含まれること。